

本庄スマートエネルギータウンプロジェクト会則

第1章 総則

第1条（設置）

「本庄スマートエネルギータウンプロジェクト」（以下「スマートエネルギータウンプロジェクト」という）を財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構（以下「財団」という）に設置する。

第2条（目的）

本会は、気候変動対応型の次世代モデル都市を、本庄地域に実現することを目的とする。

第3条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- （1）本庄地域において産学官が連携し、自然エネルギーを活用して、住居、商業施設、交通システム等を含む次世代のスマートエネルギータウンを実現する。
- （2）需要者側でのライフスタイル変革や交通システムを含めた都市工学の視点からエリア全体のマネジメントを行うことで、次世代の都市モデルを実証する。
- （3）実証で得られた成果に基づき、地域のエネルギー・交通システム・市民のライフスタイルを統合的に組み合わせた地方版スマートシティモデルを構築し、全国の地方都市、更には海外への事業展開へつなげる。

第4条（活動期間）

本会の活動は、2011年5月17日に始まり、2014年3月31日に終了する。

第2章 会員

第5条（会員）

本会は、早稲田大学などの大学・機関の研究者、財団および、次の会員により組織する。

- （1）幹事会員：運営委員会ならびに個別WGに係る会員
- （2）一般会員：個別WGに係る会員

第6条（入会）

本会に入会しようとする者は、入会申込書を運営委員長宛てに提出し、運営委員会において承認を得るものとする。

第7条（会費）

本会の会員は、本会の運営に要する経費を負担するため、年会費を納入しなければならない。

年会費の額については、別に定める。（別紙1）

第8条（退会）

- （1）会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面によって届け出なければならない。
- （2）退会する場合であっても、一旦納入した会費は返還しないものとする。

第3章 組織

第9条（運営委員会）

スマートエネルギータウンプロジェクトに運営委員会を設置する。運営委員会は以下の者により構成する。

- | | |
|-------------------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 大学・機関の研究者、幹事会員、財団 | |

第10条（運営委員の職務）

- （1）委員長は、スマートエネルギータウンプロジェクトを代表し、統括する。
- （2）副委員長は、委員長を補佐する。
- （3）大学・機関の研究者、幹事会員は、本会の運営に関する職務を分掌する。

第11条（運営委員の任期）

本会の運営委員の任期は、本会終了までとする。運営委員会の承認があれば任期途中でも退任することができる。

第12条（個別WG）

- （1）本会は、活動の円滑な遂行を図るため、運営委員会の下に個別WGを置く。
- （2）個別WGの組織、構成および運営に関する必要な事項は、運営委員会において決定する。

第13条（総会）

本会の総会は1年に1度、委員長が招集する。また、開催の必要があると委員長が判断したときは、臨時に招集することができる。

第14条（アドバイザー）

- （1）本会の活動に関する技術的、専門的な助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。
- （2）アドバイザーは、運営委員長の推薦に基づき、運営委員会で嘱任する。
- （3）アドバイザーは、運営委員会に出席することができる。

第4章 会則の変更および解散

第15条（会則の変更）

本会の会則の変更は、運営委員会の承認を得て行うものとする。

第16条（解散）

- （1）本会は2014年3月31日をもって解散する。
- （2）第1項にかかわらず、第2条に規定する本会の目的を達成したときは、運営委員会の承認を得て解散することができる。
- （3）第1項にかかわらず、第2条に規定する本会の目的を達成するため継続する必要があるときは、運営委員会の承認を得て解散を延長することができる。

第5章 補 則

付 則

本会の会則は、2011年5月17日から施行する。

本庄スマートエネルギータウンプロジェクト会則：別紙1

年会費

幹事会員 1口 30万円

資本金 100億円以上

3口以上（可能なら100万円）

50億円以上100億円未満

2口以上

50億円未満

1口以上

ベンチャー企業（起業3年以内）

10万円

一般会員 1口 10万円

1口以上